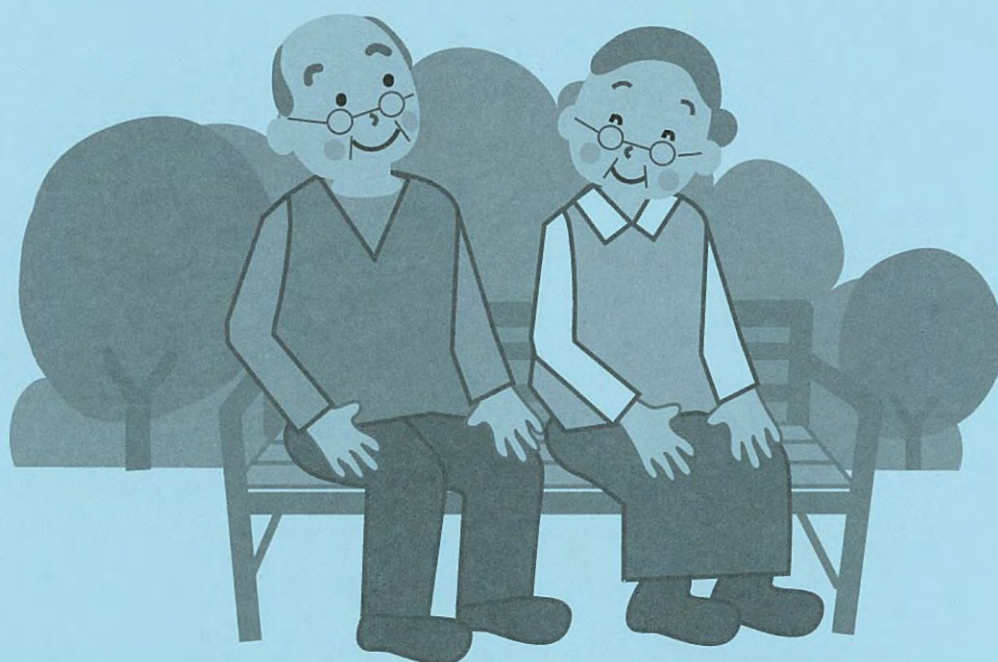


～住み慣れた我が家での安定した生活を支援します～

生活福祉資金

不動産担保型生活資金

貸付制度のごあんない



～ 制度の趣旨 ～

この資金は、お手持ちの居住用不動産を担保として資金を貸し付けることにより、住み慣れた地域において、将来にわたり安定した生活を送ることを支援するものです。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

○貸付を受けるには？

以下の条件すべてに該当することが必要です。

(1) 不動産（土地、建物）を単独で所有していること（配偶者との共有可）

※ マンションは対象となりません

(2) お住まいの不動産（土地、建物）に利用権（賃借権等）や担保権（抵当権等）が設定されていないこと

(3) 同居人がいないこと（配偶者、両親、配偶者の両親の同居は可）

(4) 世帯全員が65歳以上であること

(5) 低所得世帯であること（市町民税非課税程度）

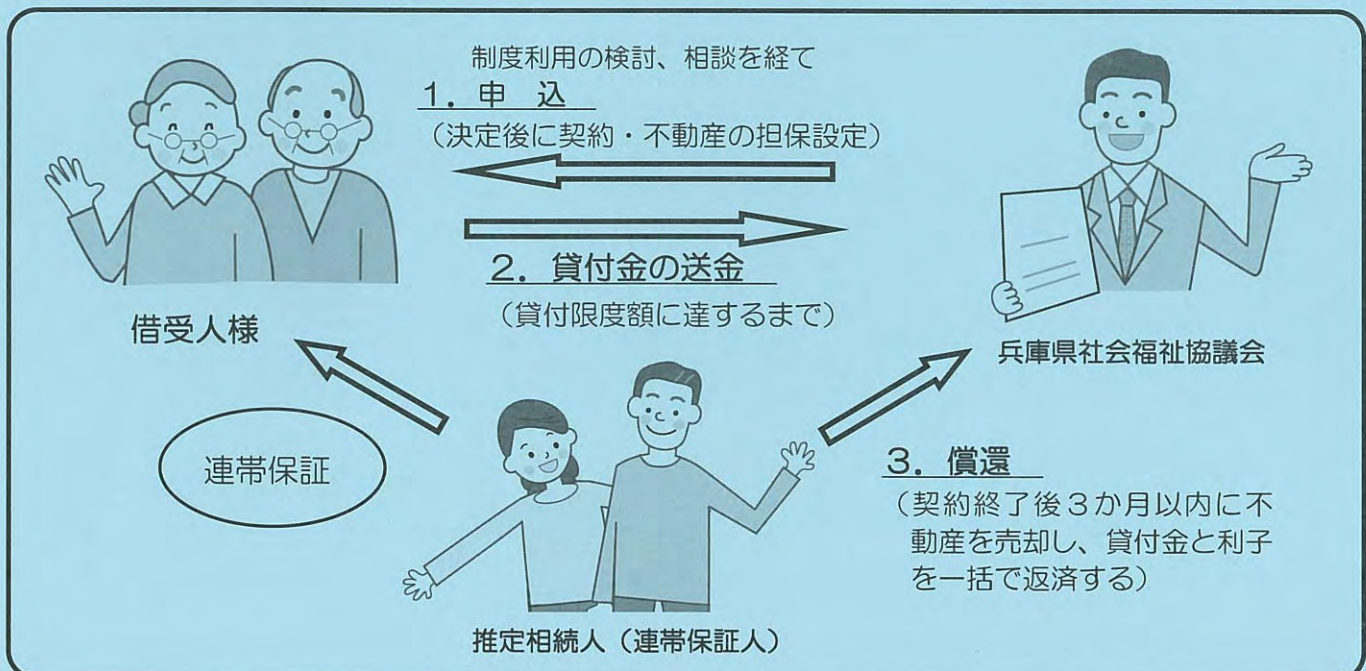
(6) 推定相続人全員の同意が得られること（うち1名は連帯保証人として設定）

○貸付の内容は？

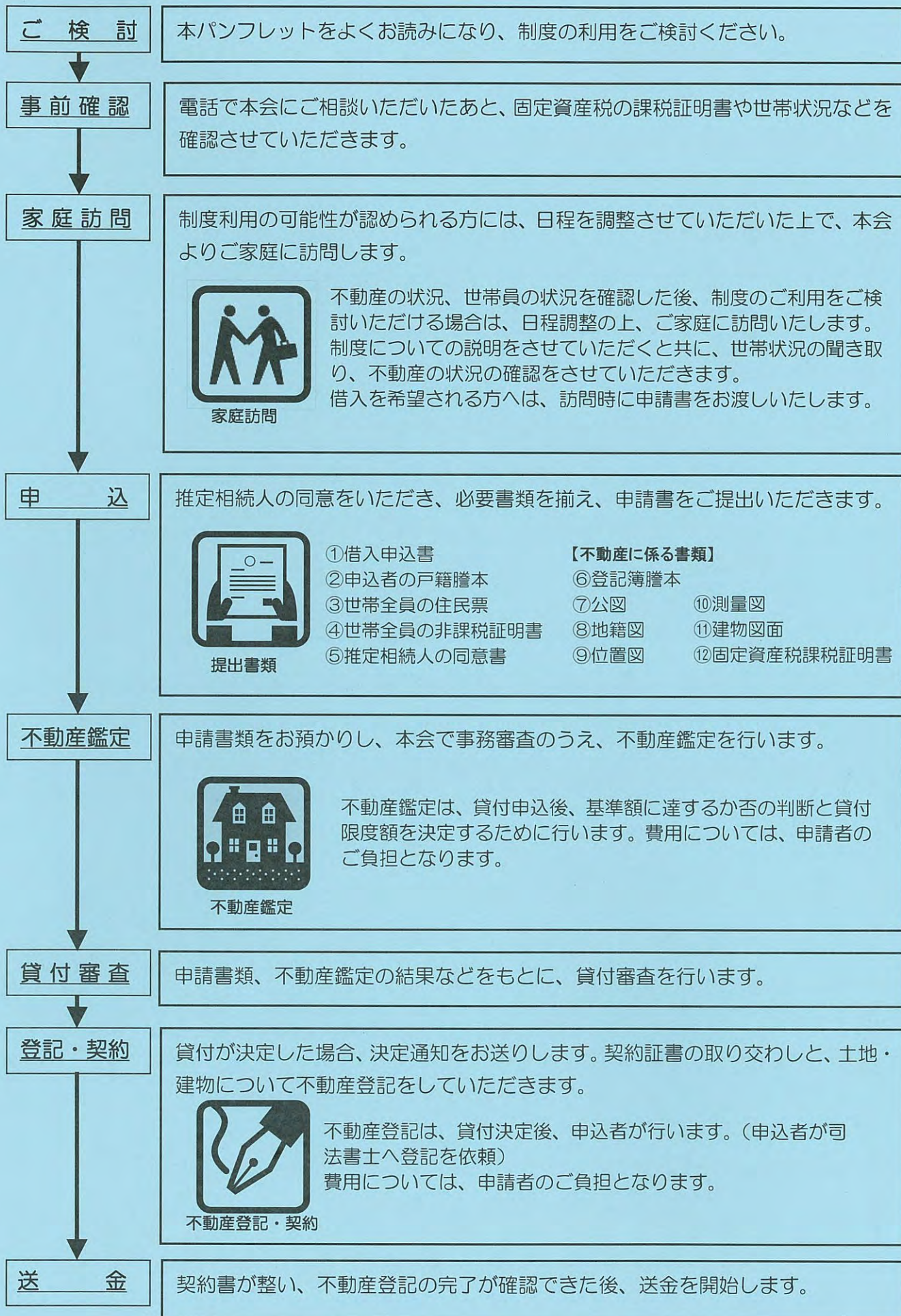
貸付限度額	お手持ちの不動産のうち、 <u>土地の評価額の7割</u> を基準とします。 ※ 土地の評価額が原則として1,500万円以上であること
貸付期間	貸付金が貸付限度額に達するまでとします。
貸付月額	30万円以内とします。
送金方法	3か月ごとにご指定の金融機関の口座に振り込みます。
貸付利率	年3%、もしくは4月1日時点の長期プライムレート（銀行長期最優遇貸出金利）のどちらか低い方とします。
据置期間	契約終了後3か月以内
連帯保証人	推定相続人の中から1名。

○貸付のしくみは？

- ・借受人様の不動産に抵当権を設定し、貸付限度額を上限として、貸付を行います。
- ・借受人様が死亡後、相続人（連帯保証人）が不動産を売却し、本会に借入金と利息をご返済いただきます。



○貸付までのながれ



○ご確認いただきたいこと

本制度の利用をご検討いただく際、ご確認いただきたい事項は次の通りです。

ご確認いただきたい項目	
不動産	現在居住している不動産は、単独または配偶者との共同の所有であり、抵当権や賃借権が設定されていない。 ※市街化調整区域に存立する物件ならびにマンションについては、対象となりません。
	現在居住している不動産(土地・建物)を担保とすることができる。
世帯状況	世帯全員が65歳以上であり、おひとり暮らしである、または配偶者か両親と同居している。
所得状況	世帯全員の所得は、市町民税非課税程度である。 ※非課税でなくても、「所得割」のみが課税、または「均等割」のみが課税されている方は、ご相談をお受けします。
推定相続人・連帯保証人	推定相続人全員の同意が得られる。 また、推定相続人の中から連帯保証人を設定できる。 ※推定相続人がいない場合は、ご相談をお受けします。
今後の居住見込	現在居住している不動産に将来にわたって住み続ける予定である。

➤ご自身の不動産の状況、世帯状況などをご確認いただき、ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

○ご注意いただきたいこと



ご注意ください

- ・ 申込はよく考えてから、十分にご検討を
→あなたの大切な不動産を担保として貸付を行う制度です。よく内容を確認し、制度の利用をご検討ください。
- ・ 貸付決定まで数か月かかります
→訪問、不動産鑑定、審査、不動産登記などがあり、申込から送金まで3ヵ月程度を要します。
- ・ ご同居の家族、推定相続人とよくご相談ください
→契約の終了後、返済の義務は、推定相続人・連帯保証人に発生します。ご同居の家族、推定相続人とともに良くお話しの上、制度の利用をご検討ください。
- ・ 世帯に暴力団構成員またはその関係者がいる場合は貸付することができません。

○相談窓口のご案内

不動産担保型生活資金の申込みを希望する方、お問い合わせの方は、下記までご連絡ください。

〒651-0062

神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター3階

兵庫県社会福祉協議会 生活資金部

代表TEL: 078-242-7944

(平成22年10月作成)